

平成23年4月28日

東日本大震災に対処する災害復
旧及び復興にかかる緊急要望

宮 城 県

要 望 項 目

1	国庫負担や災害査定等について……………	3
2	仙台湾沿岸仙台南部海岸における災害復旧事業の推進について…	4
3	河川災害復旧事業の推進について……………	6
4	緊急排水対策について……………	8
5	地盤沈下対策（排水対策・浸水予報等）について……………	10
6	沿岸防災ネットワーク機能の強化について……………	12
7	港湾施設等物流機能の復旧支援について……………	15
8	仙台空港アクセス鉄道等への支援について……………	18
9	中核的な広域防災拠点の整備について……………	24
10	津波被災市街地の復興について……………	26
11	被災を受けた土地区画整理事業に対する支援について……………	28
12	大規模盛土造成地活動崩落防止事業の拡充について……………	30
13	防災集団移転促進事業について……………	31
14	災害公営住宅整備事業について……………	32
15	地域優良賃貸住宅整備事業について……………	34
16	住宅地区改良事業について……………	36
17	下水道の災害復旧について……………	38
18	都市公園の植栽等の災害復旧支援について……………	40
19	被災を受けた建設業への支援制度について……………	41

1 国庫負担や災害査定等について

【所管部局】大臣官房，河川局

【具体的提案・要望事項】

このたびの地震による災害は被害やその範囲が我が国史上最大規模のものであり、公共土木施設の被害額だけでも本県の年間予算に匹敵する状況であり、災害復旧に多大な困難が見込まれるため、被災自治体の意見を踏まえた上で、次の施策を講じること。

- 1 国直轄災害復旧事業に対する国直轄事業負担金の支払免除を図ること。
- 2 公共土木施設災害復旧事業に関し、事業費の全額国庫負担及び事業実施期間の延長を図ること。
- 3 災害復旧調査費に対する国庫支出金交付対象範囲の拡大を図ること。
- 4 災害査定手続きの簡素化を図ること。

【現状・課題】

- このたびの災害で本県は沿岸部を中心に公共土木施設が壊滅的な被害を受けており、国土交通省が施行するものと想定される国直轄災害復旧事業量からすると、現行の国庫負担率では地方負担が過大になるため、国直轄災害復旧事業に対する負担金について被災自治体の負担がゼロになる措置が必要です。
- 現行の国庫負担率，事業実施期間では地方負担が過大になるため，災害復旧事業費について被災自治体の負担がゼロになる国庫負担法の見直し及び特に津波浸水被害区域については，事業実施期間の延長措置が必要です。
- 災害復旧調査費が極めて多額に上り，津波被害で壊滅的な被害を受けた自治体では予算確保が困難であることから，津波浸水範囲の災害調査について国庫支出金交付対象範囲を拡大するとともに，被災自治体の負担がゼロになる措置が必要です。
- 沿岸域を中心に壊滅的な被害を受けている状況を鑑み，従来の災害復旧における災害査定のある方にとられることなく，現地査定決定金額の拡大，設計変更手続きの簡素化，特に津波浸水被害区域については全箇所机上による査定など，更なる査定手続きの簡素化が必要です。

2 仙台湾沿岸仙台南部海岸における災害復旧事業の推進について

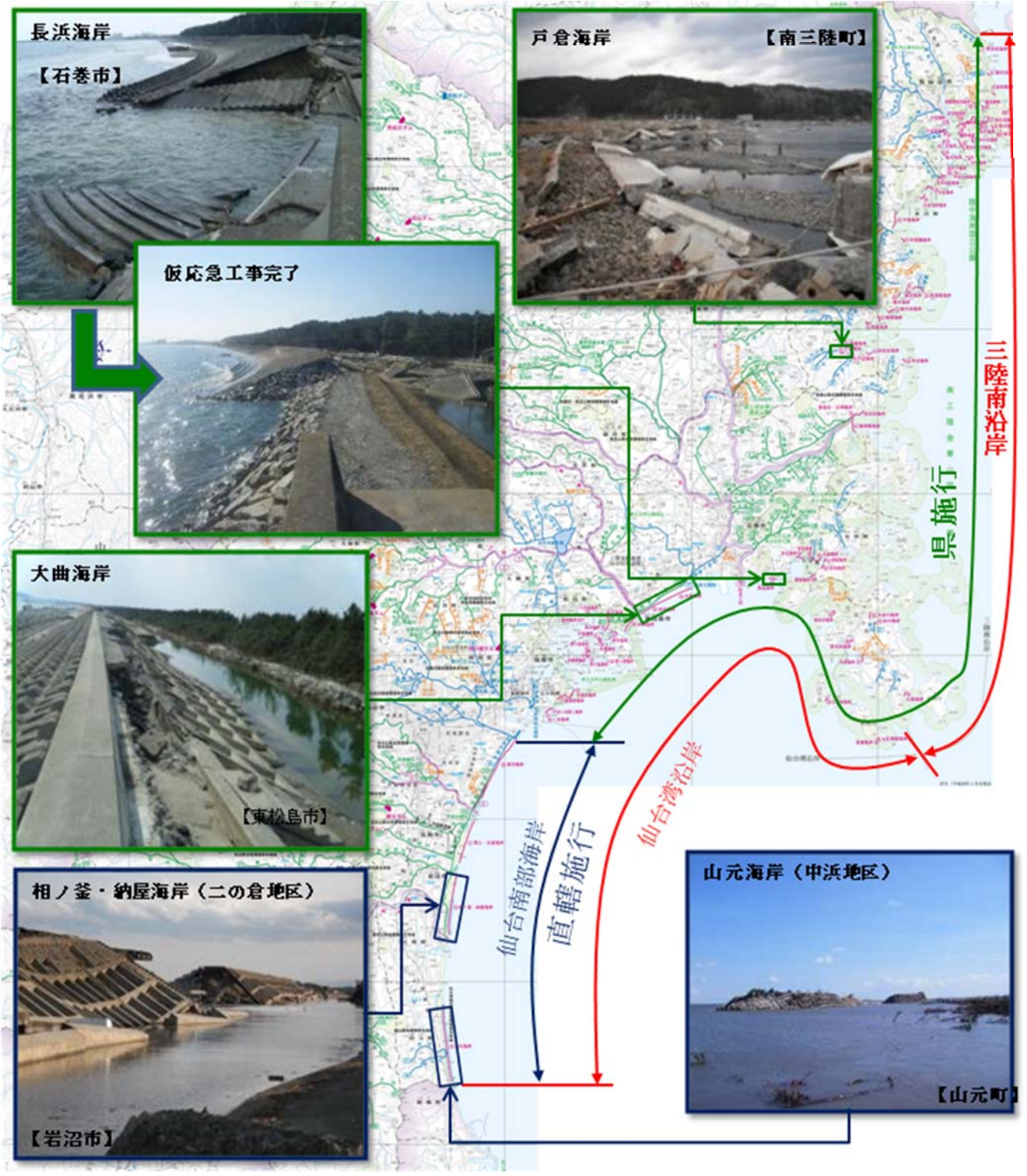
【所管部局】河川局

【具体的提案・要望事項】

仙台南部海岸については、津波により汀線の大きな後退や堤防の崩壊・流失など甚大な被害が発生しているため、海岸保全施設の早期復旧を図ること。

【現状・課題】

- 津波により甚大な被害を受けた仙台南部海岸31.7km区間（建設海岸）の災害復旧については、国土交通省において実施していただくこととなり、感謝申し上げます。
- ついては、早急に浸食の著しい箇所対策を急ぐとともに、台風期までに高潮堤防の応急復旧を実施することが必要です。
- なお、七北田川以北の海岸復旧については、県が全力で取り組むので、全面的な支援をお願いします。



3 河川災害復旧事業の推進について

【所管部局】河川局

【具体的提案・要望事項】

沿岸部の河川においては、津波により堤防や護岸の崩壊・流失などの甚大な被害が発生している。また、内陸部の河川においても、地震により堤防の亀裂沈下などの甚大な被害が発生している。今後の降雨等による二次災害の発生を防止し県土の早期復興を図るため、河川の早期復旧を図ること。

【現状・課題】

- 重要河川として国が管理している北上川，鳴瀬川，名取川及び阿武隈川については，応急復旧を実施していただき感謝申し上げます。
- 今後，住民生活の安定に向け，早期に本復旧を実施することが必要です。
- なお，迫川，七北田川等の県管理河川においても，応急復旧を実施しており，今後，本復旧を実施しますので，支援をお願いします。



4 緊急排水対策について

【所管部局】河川局

【具体的提案・要望事項】

未だに津波による浸水地域が残っていることから、緊急排水対策を継続的に実施すること。

【現状・課題】

- 全国から排水ポンプ車を集中投入し排水活動を行っていただいた結果、浸水区域が大幅に縮小し、復旧や行方不明者捜索等の活動が進んだことに感謝申し上げます。
- しかし、これから梅雨時期に入るため、洪水や高潮などの影響により浸水被害が発生し、復旧や行方不明者捜索等の活動に支障をきたす恐れがあることから、継続的な排水対策が必要です。

～ポンプ排水により、浸水区域が大幅に減少～

東松島市 浜市地区(鳴瀬川左岸)



石巻市 釜谷地区(北上川右岸)



※ 北上川下流河川事務所提供



今後も排水が必要な箇所



東松島市 東名地区(鳴瀬川右岸)



多くの小学生が未だ行方不明となっている

石巻市 大川小学校付近(北上川右岸)

5 地盤沈下対策（排水対策・浸水予報等）について

【所管部局】河川局

【具体的提案・要望事項】

地盤沈下が著しい沿岸域の低平地には、石巻市街地ほか、仙台空港、下水道の浄化センター等の重要施設が位置することから、排水対策や浸水予報等について支援すること。

【現状・課題】

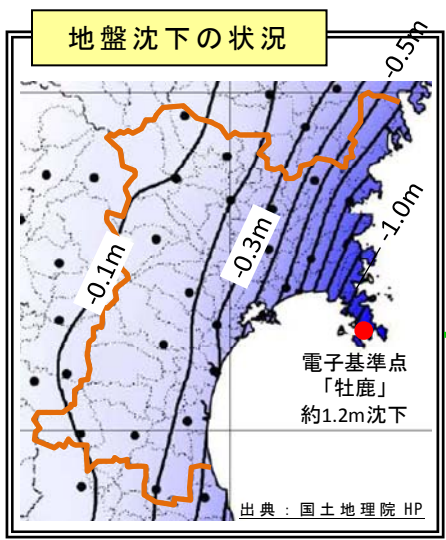
- 沿岸域の低平地は、東日本大震災によって浸水しましたが、緊急排水対策により湛水が大幅に縮小されましたことに感謝申し上げます。
- 人口・資産の集積地である沿岸域の低平地は、被災による地盤沈下、排水機場の損傷等により浸水リスクが高まっていることから、排水対策や浸水予報といったハードとソフトの対策が必要です。



H23. 4. 20
河北新報



H23. 4. 20 朝日新聞



6 沿岸防災ネットワーク機能の強化について

【所管部局】 道路局，都市・地域整備局

【具体的提案・要望事項】

東日本大震災において、その機能・役割の重要性が改めて認識された岩手、宮城、福島沿岸の沿岸防災ネットワーク機能を強化すべく、広域沿岸地域の基幹的幹線道路である三陸縦貫自動車道、常磐自動車道及び関連する広域道路などの加速的整備促進について、次の施策を講じること。

1 県内の高規格幹線道路網の整備促進

- (1) 三陸縦貫自動車道（直轄国道）の整備を促進すること。
 - イ. 「登米志津川道路」，「南三陸道路」，「本吉気仙沼道路」及び「本吉気仙沼道路（Ⅱ期）」の整備促進
 - ロ. 「歌津～本吉」間の早期事業化
- (2) 三陸縦貫自動車道（仙塩道路）の整備を促進すること。
 - イ. 「仙塩道路」4車線化の早期事業化
 - ロ. 「(仮)多賀城IC」の早期事業化
- (3) 常磐自動車道の整備を促進すること。
 - イ. 「(仮)新地IC～山元IC」間の整備促進
- (4) 仙台北部道路及び仙台東部道路の整備を促進すること。
 - イ. 「富谷JCT～国道4号」間の整備促進
 - ロ. 「(仮)仙台港IC」の整備促進
- (5) 地域高規格道路の整備を促進すること。
 - イ. 「みやぎ県北高速幹線道路（Ⅱ期区間）」の早期事業化
 - ロ. 「石巻新庄道路」の計画路線への早期指定
- (6) 高規格幹線道路の利活用を促進すること。
 - イ. 仙台都市圏環状道路における有料ネットワークの見直し
 - ロ. 三陸縦貫自動車道と国道398号（石巻北部バイパス）の接続
 - ハ. 東北縦貫自動車道の大崎緊急退出路の早期事業化

2 直轄権限代行事業の整備促進

日本海側との広域的な物流・観光活動を確保するため、県際道路である国道108号花淵山バイパスの整備を促進すること。

3 離島架橋の整備促進

命を守る道路でもある「気仙沼大島架橋」の整備を推進するため、国の財政支援など、必要な支援策を講じること。

【現状・課題】

- 今回の震災において、三陸縦貫自動車道、常磐自動車道等の高規格幹線道路網は、救急救命活動や緊急物資の輸送路など「命の道」として重要な役割を果たしました。

また、高盛土構造区間では、津波被害の拡大を抑止する効果を持ち、さらに住民の一時緊急避難場所としても利用されるなど、その防災機能についても高く評価されています。

- しかし、特に被害の大きかった三陸沿岸地域の道路整備はまだまだ十分でなく、幹線道路である国道45号も被災により多数の箇所でも全面通行止めになるなど、被災地域の支援・復興に大きな課題を抱えた状況となっています。

- 今回の震災では被災地域が広範囲となり、全国からの支援も広域にわたったことから、緊急道路として広域道路が果たす役割は非常に重要となっています。

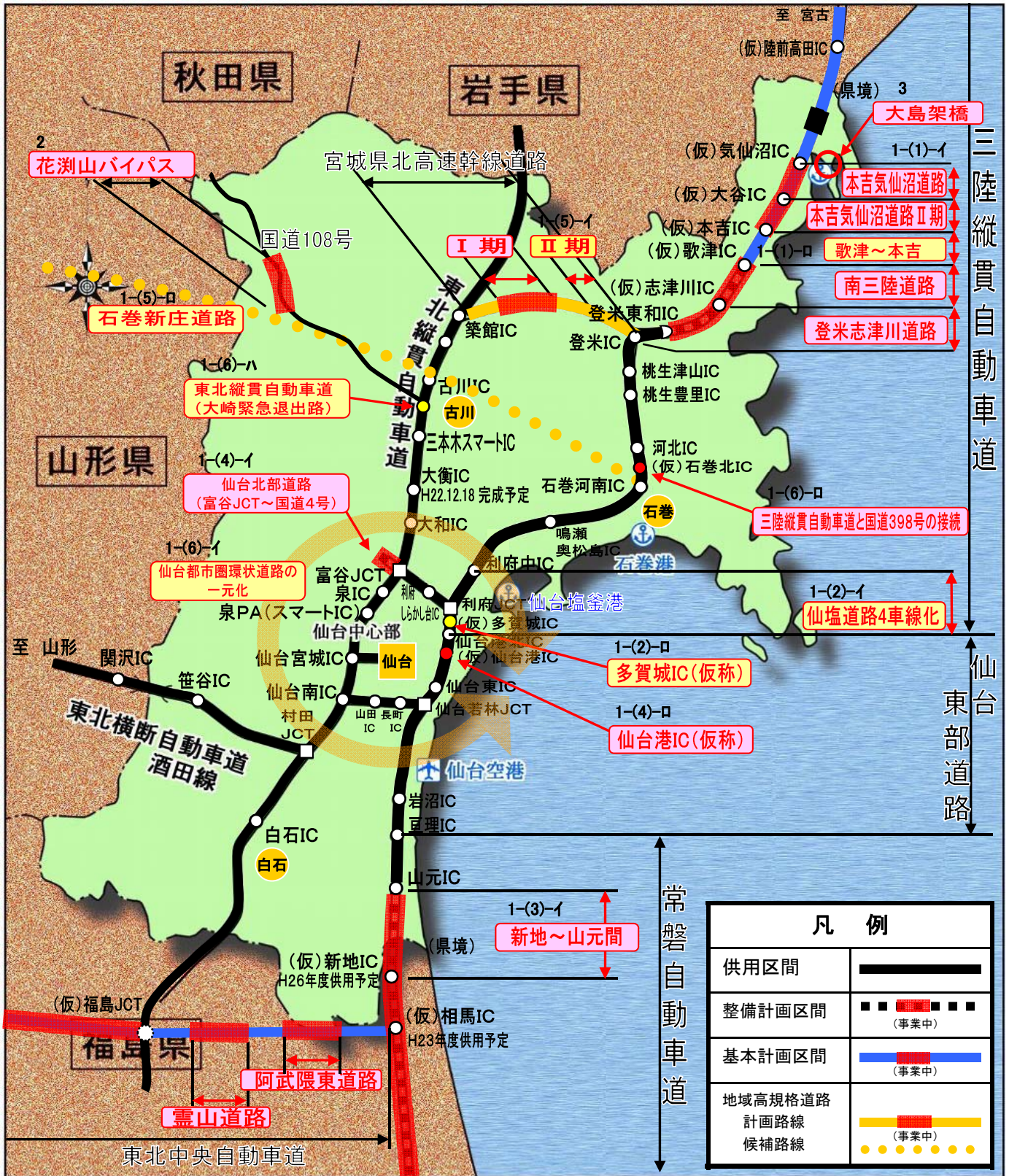
- また、自動車関連産業や高度電子機械関連の大規模工場の立地が相次いでいる本県においては、一日も早い産業復興が望まれます。

震災で停滞する地域経済を早期に回復させ、日本経済の活性化を図ることが急務であり、そのためには産業活動を支える物流機能の回復・強化が不可欠です。

- よって、三陸縦貫自動車道や常磐自動車道など、甚大な被害を被った岩手、宮城、福島沿岸の防災ネットワーク機能の強化をはじめ、それらとネットワークする広域道路のアクセス機能強化などを加速的に促進することを強く要望します。

宮城県における広域交通網の整備状況

平成23年4月現在



- 事業実施中の箇所
- 事業化されていない箇所

7 港湾施設等物流機能の復旧支援について

【所管部局】 港湾局

【具体的提案・要望事項】

本県及び港湾背後に立地する港湾関係企業が実施する，災害復旧対策に対する災害復旧費の国庫負担について，被災状況に応じた対象条件を緩和するとともに，負担率の見直しなど柔軟に対応し，早期復旧に向けて強力な支援を行うこと。

- 1 県等への財政支援，制度改正等を図ること。
- 2 民間事業者への財政支援を図ること。
- 3 防災機能の強化を図ること。
- 4 仙台塩釜港・石巻港・松島港の統合一体化を図ること。

【現状・課題】

- 仙台塩釜港等は地震による激しい揺れと津波により，公共土木施設だけでなく，港湾荷役業者，運送事業者，倉庫業者等，物流関連業者も壊滅的な被害を受けています。公共土木施設のみが早期に復旧しても，物流業者の機能が回復しなければ港湾機能が十分に発揮できないことから，全面的な財政支援が必要です。
- 県が港湾関係起債事業で整備したふ頭用地及び上屋や荷役機械等の港湾機能施設，地方公営企業に準じる事業を行う第三セクターが単独で整備した施設，フェリー埠頭公社が管理する岸壁及び施設等の災害復旧に対して財政支援を行うことが必要です。
- 民間事業者への財政支援については，港湾運送事業者の荷役，運送機械等の災害復旧及び物流関連企業の復興への補助，及び無利子貸し付け等の財政支援が必要です。臨港地区内事業用敷地及び倉庫等の瓦礫等災害廃棄物の処理について，国が費用負担を行うことが必要です。また，港湾物流に従事する労働者の雇用については，復興が完了するまでの期間，特別な財政支援を行うことが必要です。
- 防災機能の強化については，港湾における防災機能を向上させるため，耐震強化岸壁の整備及び津波避難施設を設置し，仙台塩釜港塩釜港区に海上保安庁の専用岸壁を国において早急に整備することが必要です。
- 仙台塩釜港・石巻港・松島港の復興に当たっては，将来を見据えた全面的かつ総合的な対策を可能とするため，三港の統合一体化が必要です。

仙台塩釜港（仙台港区）の被災状況について



臨港道路被災状況(仮復日後)



臨港地区の倉庫群も被災



仙台臨海鉄道(株)の貨車、軌道も被災



(財)宮城県フエリー埠頭公社被災



企業専用岸壁に乗り上げた外国船



飼料用荷役機械被災状況



高砂CY被災状況



ガントリークレーン被災



コンテナ・荷役機械被災状況

仙台塩釜港（塩釜港区）の被災状況について



中心頭前面棧橋被災状況



東ふ頭被災状況



西埠頭観光棧橋被災状況

石巻港の被災状況について



雲雀野中央ふ頭被災状況

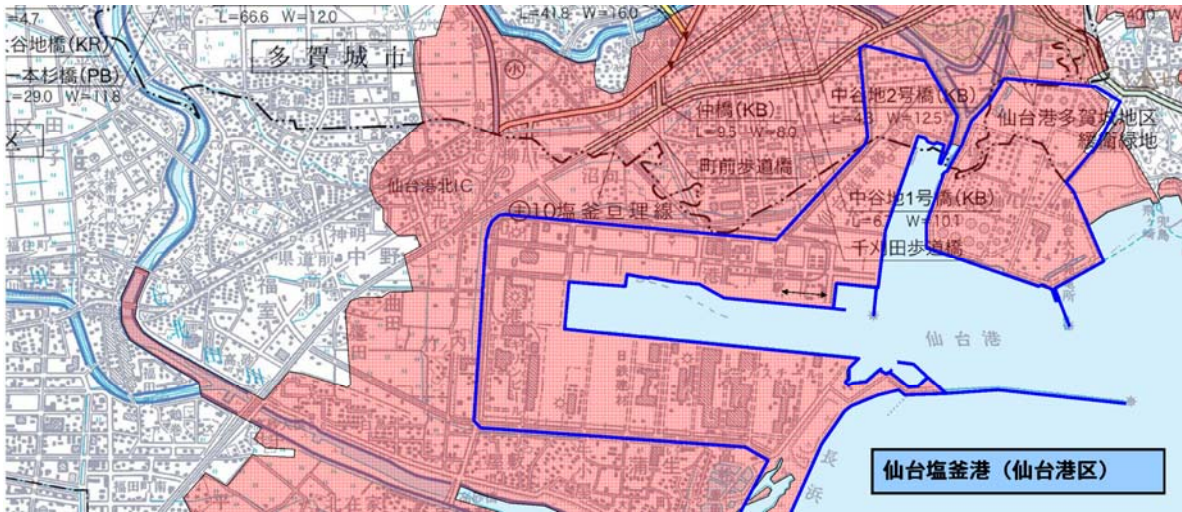


日和ふ頭被災状況

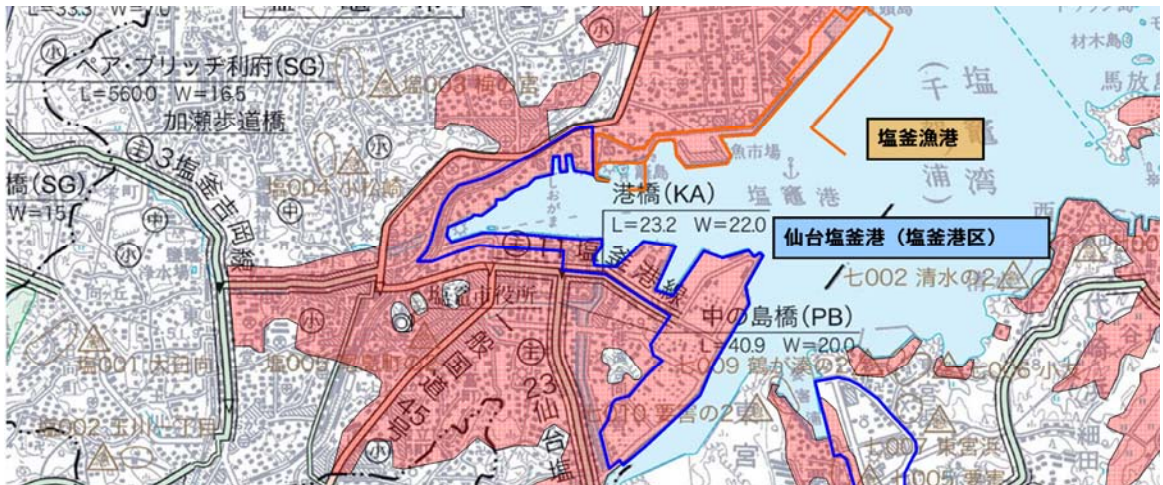


南浜ふ頭の座礁船

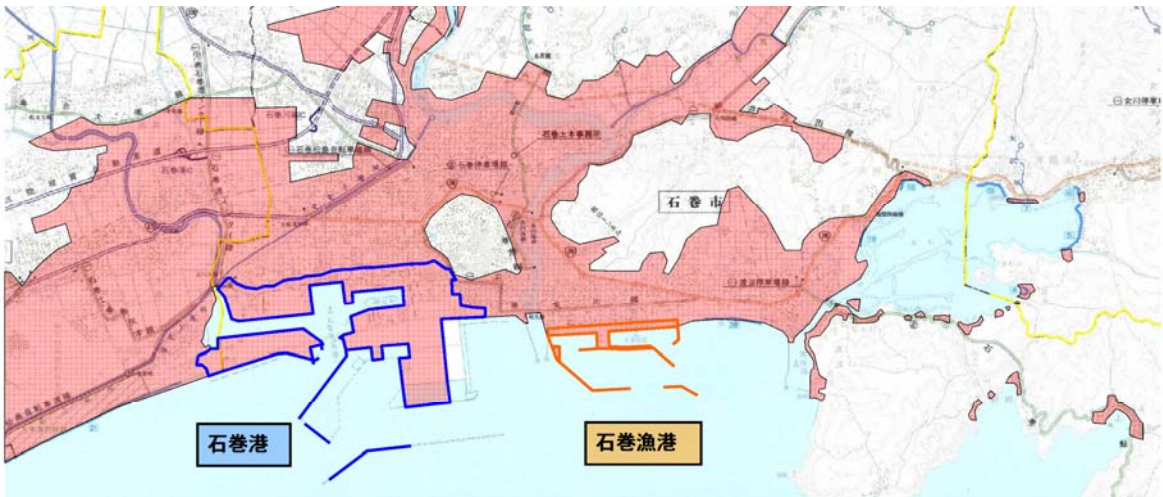
仙台塩釜港（仙台港区）浸水区域図



仙台塩釜港（塩釜港区）浸水区域図



石巻港浸水区域図



8 仙台空港アクセス鉄道等への支援について

【所管部局】 鉄道局， 航空局

【具体的提案・要望事項】

今後の震災復興に当たり重要な公共施設である鉄道施設の復旧に向けて、次の施策を講じること。

- 1 災害復旧費について、全額国庫負担の措置を講じること。
- 2 固定資産税の減免（関係市）に対する財政支援を図ること。
- 3 復旧までに要する運転資金貸付（県貸付）に対する財政支援制度を創設すること。
- 4 仙台空港鉄道株式会社の日本政策投資銀行既存借入金に係る償還期限の延長及び利率の低減を可能とする制度の創設を講じること。

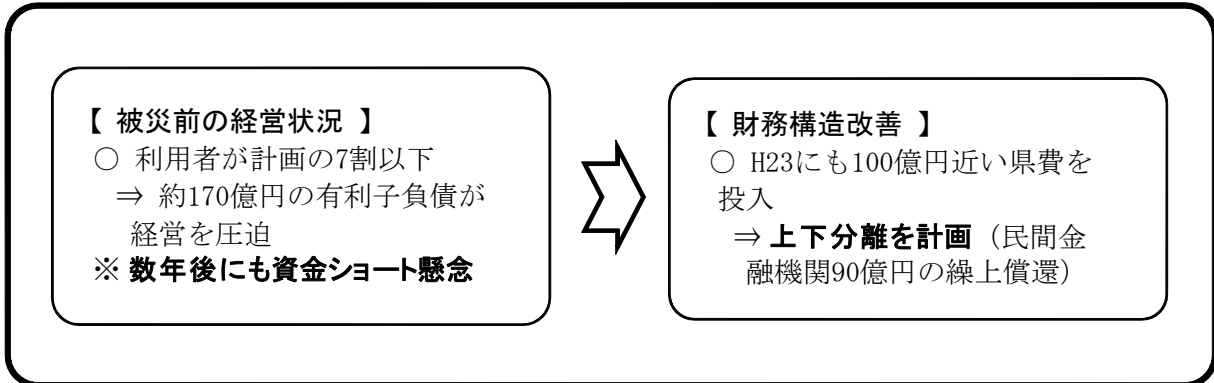
【現状・課題】

- 仙台空港鉄道株式会社は、被災以前において、財務構造改善を図るため、平成23年度内に下部構造を県に有償で売却して、有利子負債の一部を整理する「上下分離」を実施せざるを得ない、厳しい経営状況にありました。
- そういった中で、上記1については、災害復旧に多額の費用負担を必要とする現行制度により復旧を実施した場合、平成23年度中にも資金繰りに行き詰まり、運行継続が危ぶまれる状況にあります。
- また、同様に甚大な被害を受けた他の三セク（阿武隈急行(株)、仙台臨海鉄道(株)）も、自らの経営努力では復旧が困難な状況にあります。
- このため、災害復旧費について全額国庫負担をお願いするものです。
- また、鉄道が復旧した後においても、当面の期間、減収が予想されることから、経営を継続するための財政支援が必要です。
- このため、上記2～4のとおり、固定資産税の減免自治体への財政支援（起債償還に対する地方交付税措置等）など他の省庁に関わる要望もあることから、実現に向けた支援をお願いします。

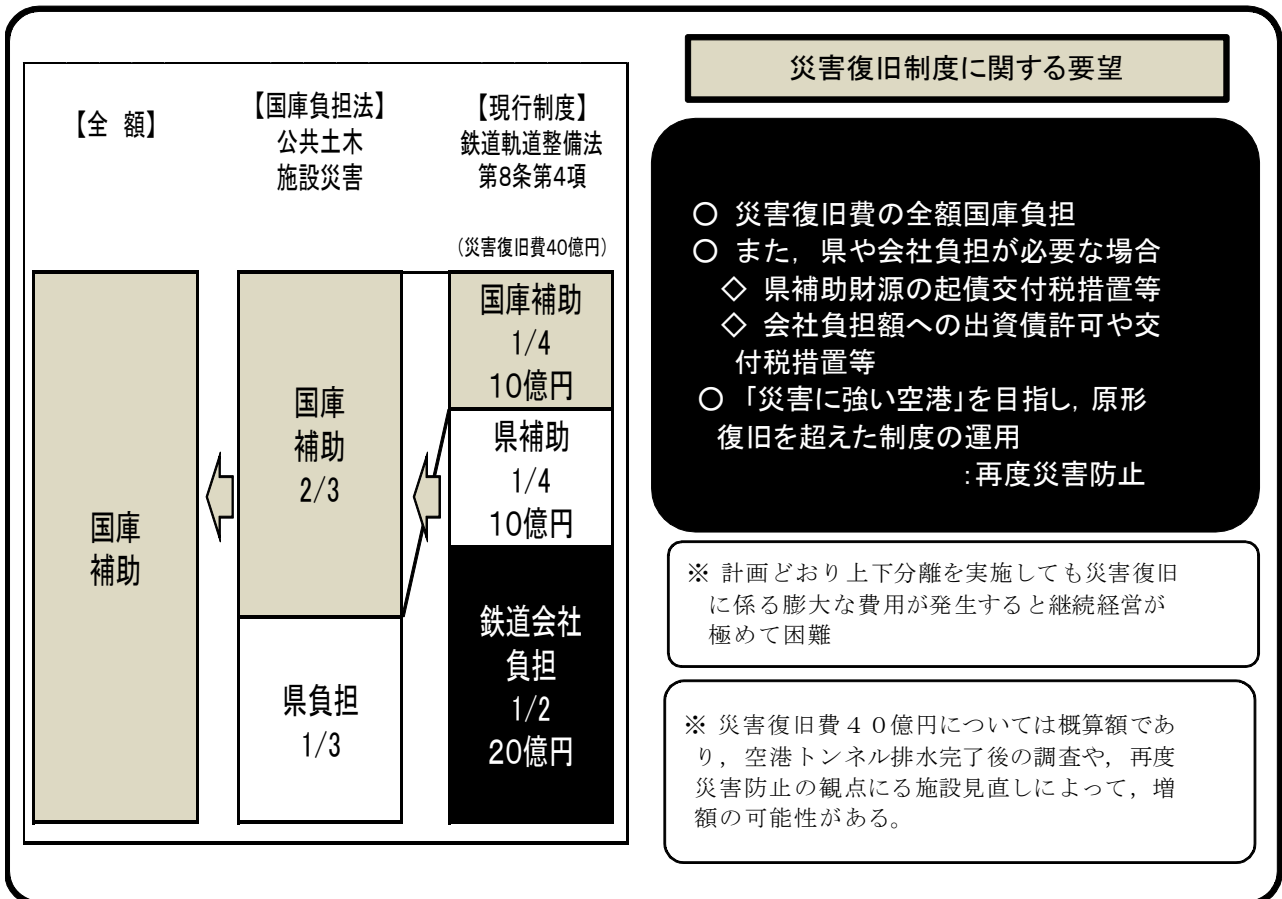
東日本大震災に対処するための特別立法等を求める要望書

【仙台空港アクセス鉄道】

1 会社の経営状況等



2 要望内容

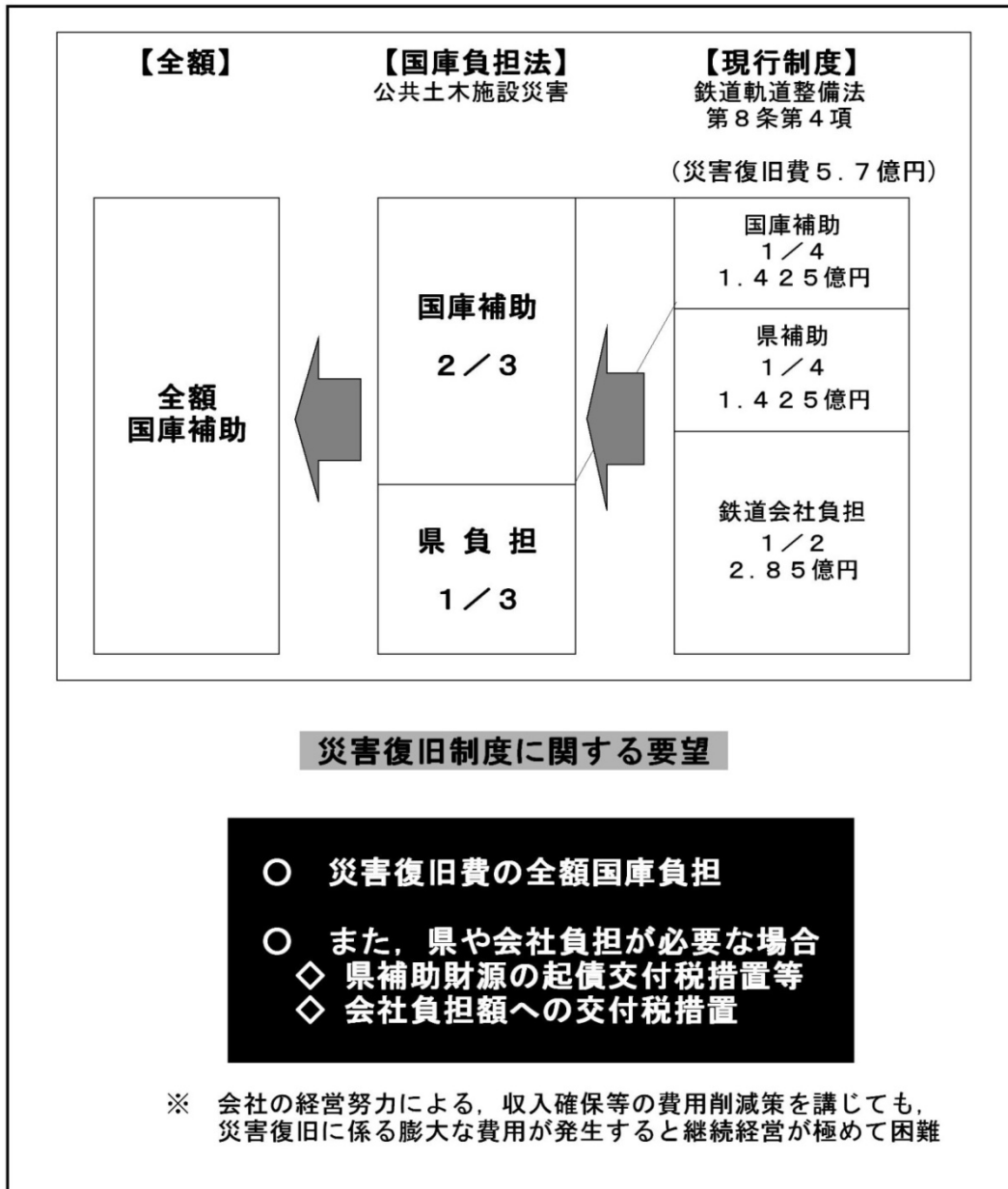


東日本大震災に対処するための特別立法等を求める要望書
【阿武隈急行鉄道】

1 会社の経営状況

- 沿線人口の低下に伴い、近年は利用者数は年々減少
- H21決算では、本体の鉄道事業と会社全体の経常損益、どちらも赤字

2 要望内容

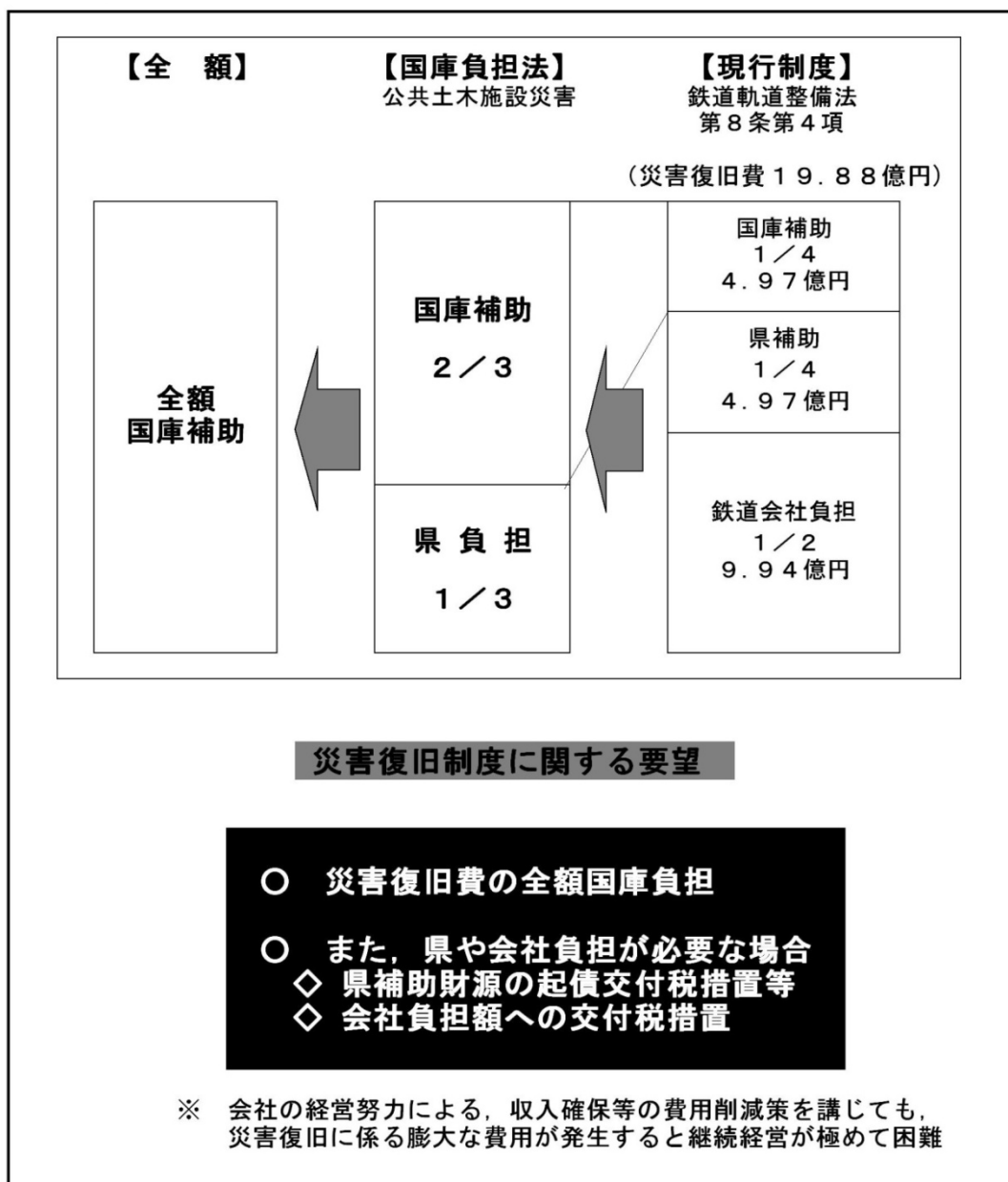


東日本大震災に対処するための特別立法等を求める要望書
【 仙台臨海鉄道 】

1 会社の経営状況

- 取扱い製品である，石油，ビールの輸送量は年々減少
- H21決算では，会社全体では黒字だが，鉄道事業では赤字

2 要望内容





仙台空港アクセス鉄道 空港トンネル入口付近冠水，防音壁倒壊，瓦礫・土砂等流入状況



仙台空港アクセス鉄道 仙台空港駅1階運輸管理所内の状況



阿武隈急行鉄道 北丸森駅付近の軌道狂いの状況



仙台臨海鉄道 仙台港駅構内機関区の状況

9 中核的な広域防災拠点の整備について

【所管部局】国土計画局，都市・地域整備局，河川局，道路局，港湾局

【具体的提案・要望事項】

広域災害に対して，救援物資の中継や後方支援などの機能の他，直ちに東北エリアをカバーして現地の指令塔となる中核的な広域防災拠点を整備すること。

【現状・課題】

- 平成23年3月11日に発生した「東北地方太平洋沖地震」は，我が国の地震観測史上最大となる，マグニチュード9.0の大地震でした。
宮城県内で最大震度7を観測したほか県下全域で震度5以上となり，隣接県である岩手県・福島県の両県においても最大震度6を観測しております。
この地震による津波が沿岸域に襲来し，宮城県・岩手県・福島県の3県において，沿岸市町村が壊滅的な被害となり，大規模災害への対策を強化・拡充する必要性を改めて認識したところです。
- 特に，大規模災害時における人命救助，ライフラインの確保，迅速な復旧などの業務を円滑に進めるためには，大規模災害発生直後に，国や県，市町村などの行政機関や指定公共機関による現地災害対策本部を立ち上げて業務に当たるため，一同に集結する場所や施設が必要となります。
- 平成21年度に国土形成計画東北圏広域地方計画協議会の取組推進プロジェクトチームにおいて，広域防災拠点の候補地が選定されました。今後，実現に向けて具体的な検討を進めていただければ幸いです。

想定される宮城県沖地震「国の現地対策本部」

「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震応急活動要領（平成19年6月）」では、現地災害対策本部の設置場所は「宮城県」

広域防災拠点の位置の選定条件

- 拠点への交通アクセスの良さと代替輸送路が確保出来ること
- 被災地への交通アクセスが良いこと（被災地の中心にないこと）
- 拠点として必要な面積が確保できること
- 施設の継続利用が可能なこと などを総合的に判断

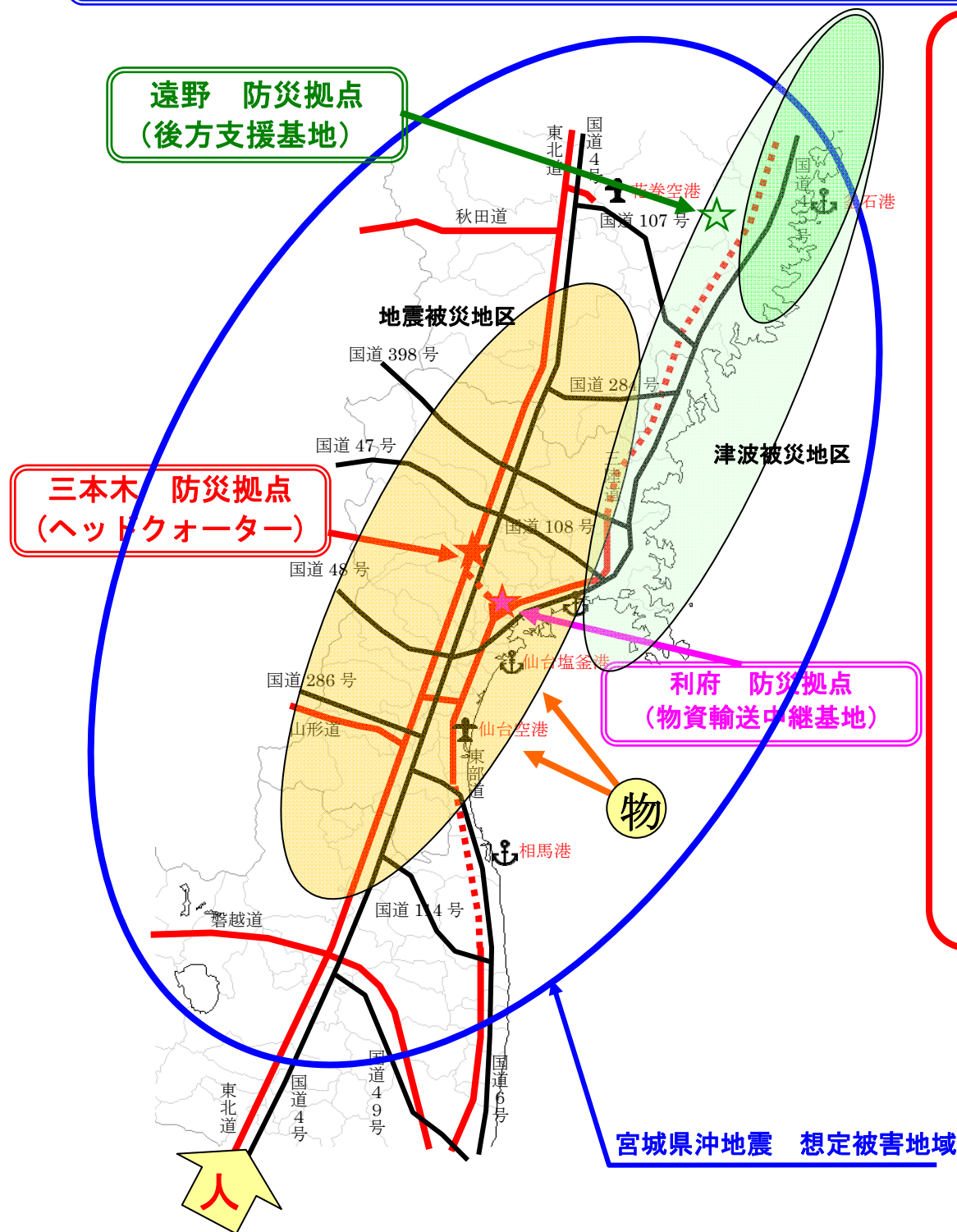
中核的広域防災拠点

- ・大崎市三本木地区
- ・利府地区（物資輸送）

広域防災拠点

- ・遠野地区

「大崎市三本木地区中核的広域防災拠点，遠野市広域防災拠点」設置効果



【ヘッドクォーター機能「三本木地区」中核的広域防災拠点】

- ◆発災後，直ちに国の「現地災害対策本部」を設置
- ◆東北縦貫自動車道（三本木 IC）に隣接し，迅速な集結が可能
- ◆国道4号等，複数の1次緊急輸送道路の利用が容易
- ◆被害発生想定箇所への迅速なアクセスが可能
- ◆地形・地質的な災害リスクが低く，機能の確保が可能
- ◆各機関（部隊）の運用のためのオープンスペース確保が可能
- ◆大崎市民病院との連携により，医療支援活動が可能

【物資輸送中継基地機能「利府地区」中核的広域防災拠点】

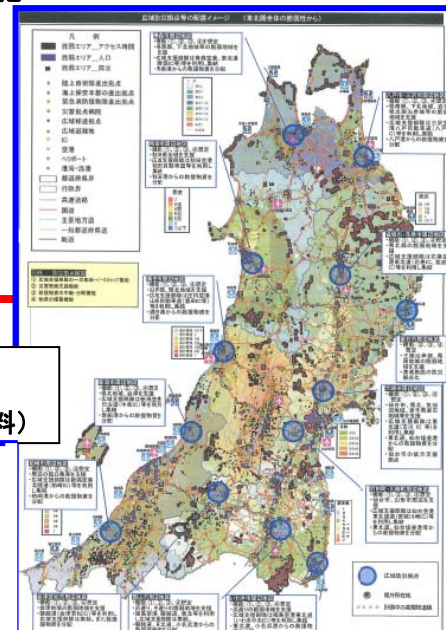
- ◆物的拠点（港湾・空港）と短時間でアクセスが可能
- ◆屋外・屋内施設の利用により，物資の集積が可能
- ◆高速道路網や国道45号等の1次緊急輸送道路の利用により被災地へのアクセスが容易

【後方支援機能「遠野地区」広域防災拠点】

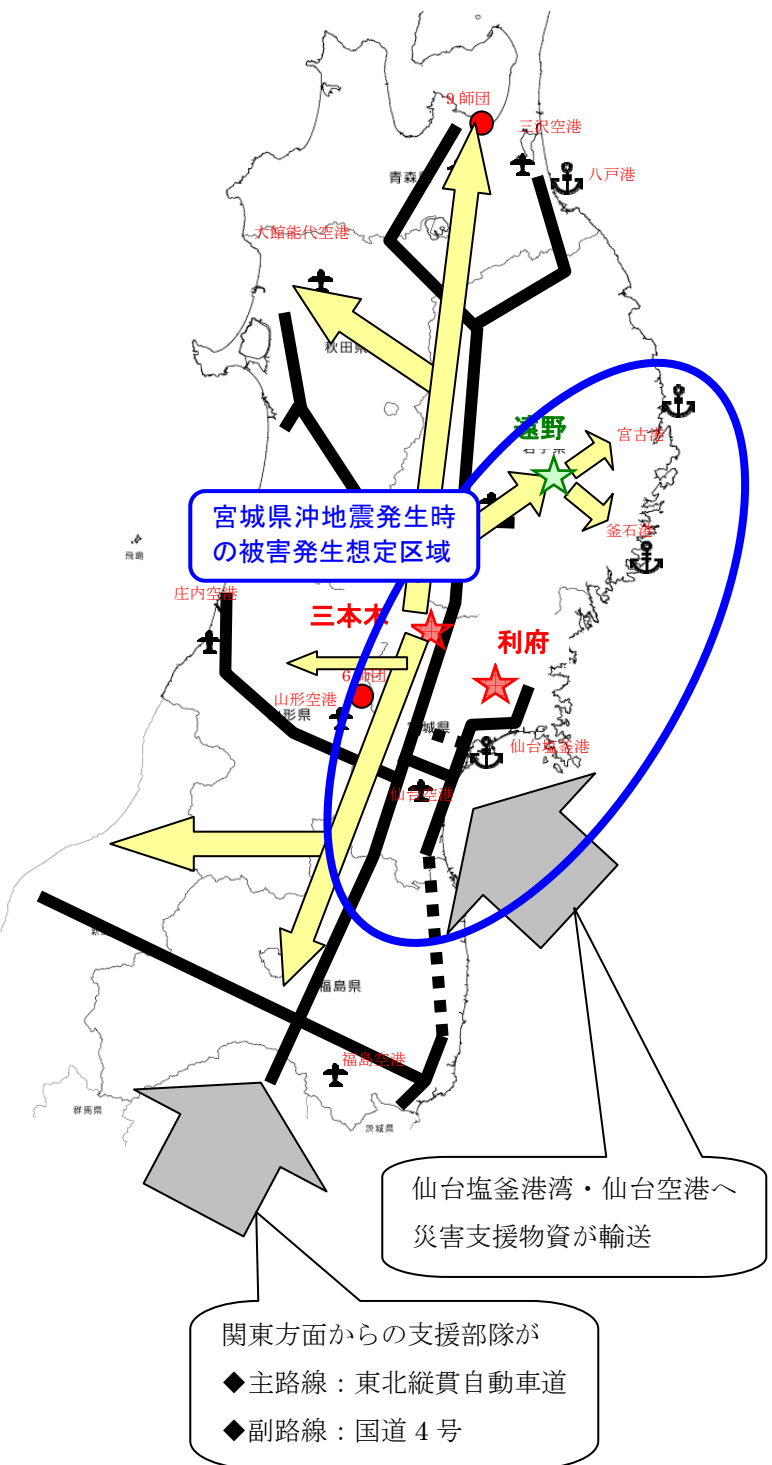
- ◆沿岸で津波災害等が発生した場合の支援機関の受入と展開が可能
- ◆支援物資の収集・仕分け輸送機能を確保
- ◆三陸沿岸から搬送された重傷者等のトリアージが可能
- ◆三陸沿岸への交通アクセスが可能

東北圏全体の脆弱性
（広域連携取組推進PT資料）

- ◆全体を概観した支援態勢の構築が必要
- ◆7県全てで潜在的风险が有る



【東北地方における広域的な支援態勢】



- 青森・岩手・秋田の3県が被災
 - ◆宮城を中継基地（ベースキャンプ）として宮城・関東方面から展開
 - 岩手（三陸沿岸）が津波で被災
 - ◆遠野を中継基地（ベースキャンプ）として各方面から展開
 - 山形・福島・新潟の3県が被災
 - ◆宮城を中継基地（ベースキャンプ）として宮城・北3県から展開
- （宮城は東北全体の交通結節点として可能
岩手は三陸沿岸への交通結節点として可能）

10 津波被災市街地の復興について

【所管部局】都市・地域整備局

【具体的提案・要望事項】

今回の大震災での地盤沈下や津波被害によって、原位置での復興が困難な被災地もあることから、現行事業制度の拡充、制度の創設をすること。

- 1 市街地復興計画の策定費に対する国庫支出金を創設すること。
- 2 被災地の復興に係る支援制度を創設すること。
- 3 被災市街地復興土地区画整理事業の適用を拡大するとともに国庫補助率を嵩上げすること。

【現状・課題】

- 今回の震災では市街地の大部分が被害を受け、ゼロからまちづくりを検討しなければなりません。現行制度上、県で市街地復興計画を検討する際に国庫補助制度がありません。早急に復興に取り組むためには当該事業に対する国庫支出金の創設が必要です。
- 今回の地震により地盤が沈下し現位置での復興が困難な被災地については大規模な移転が必要になり、現行の被災市街地復興土地区画整理事業では対応できません。この課題の解決のために、新たな事業制度の創設が必要です。
- 今回の津波被害が甚大かつ広範囲に及んでいるため、被災自治体の財政負担が莫大となり、復興の障害となります。速やかに市街地を復興させるためには、補助対象範囲の拡大（造成費）と補助率の大幅な嵩上げが必要です。また、採択要件（被災面積 20ha、被災戸数 1,000 戸）に満たない沿岸部の小規模な市街地においても、速やかな復興のために採択要件の緩和が必要です。

津波被災市街地の復興に係る支援制度の新設・拡充，国庫補助率嵩上げについて

平成 23 年東北地区太平洋沖地震による被災状況（女川町）



被災前



被災後

(写真)
上：「宮城の漁港」より
右：朝日航洋(株)HP より

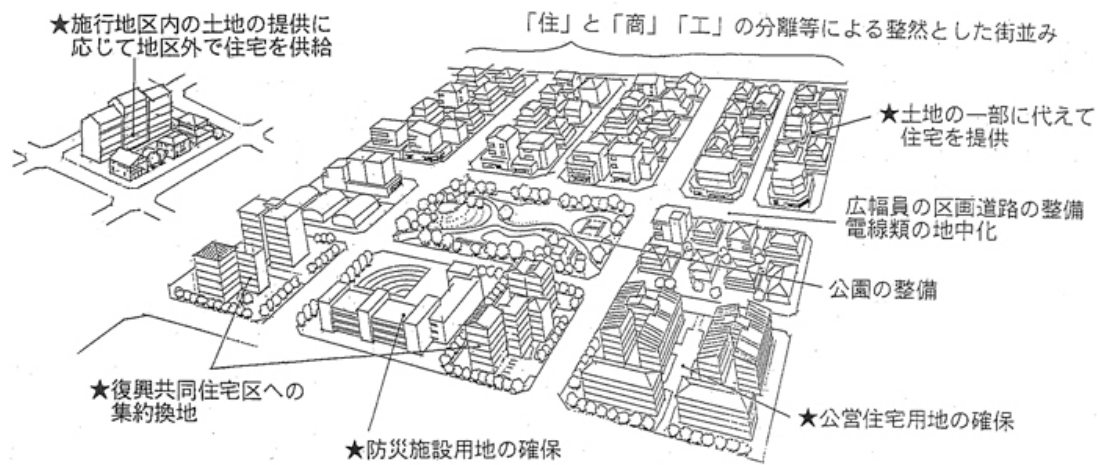
被災した既存市街地の復興

被災市街地復興土地区画整理事業が有効な手法

【被災市街地復興土地区画整理事業】

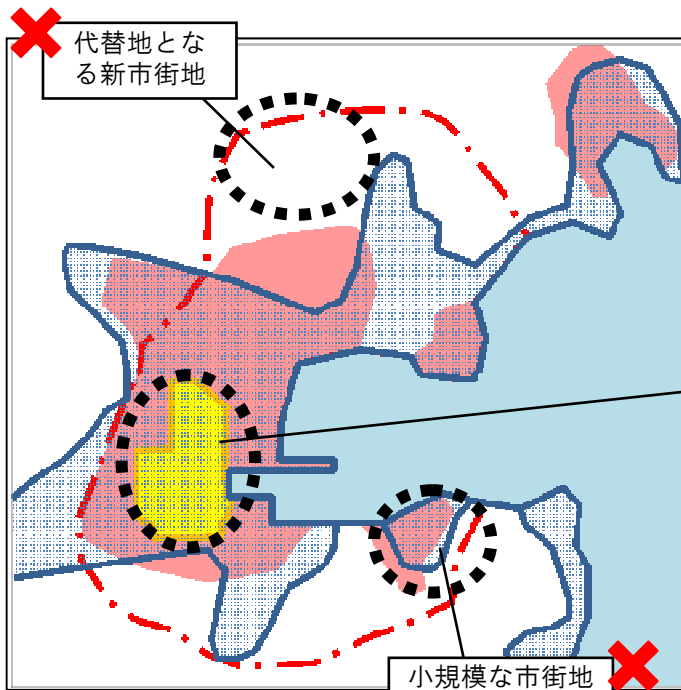
現行制度

- 都市計画区域内の市街地を対象
- 採択要件
 - ・被災面積：20ha
 - ・被災戸数：1,000 戸以上
- 国庫補助率：1/2

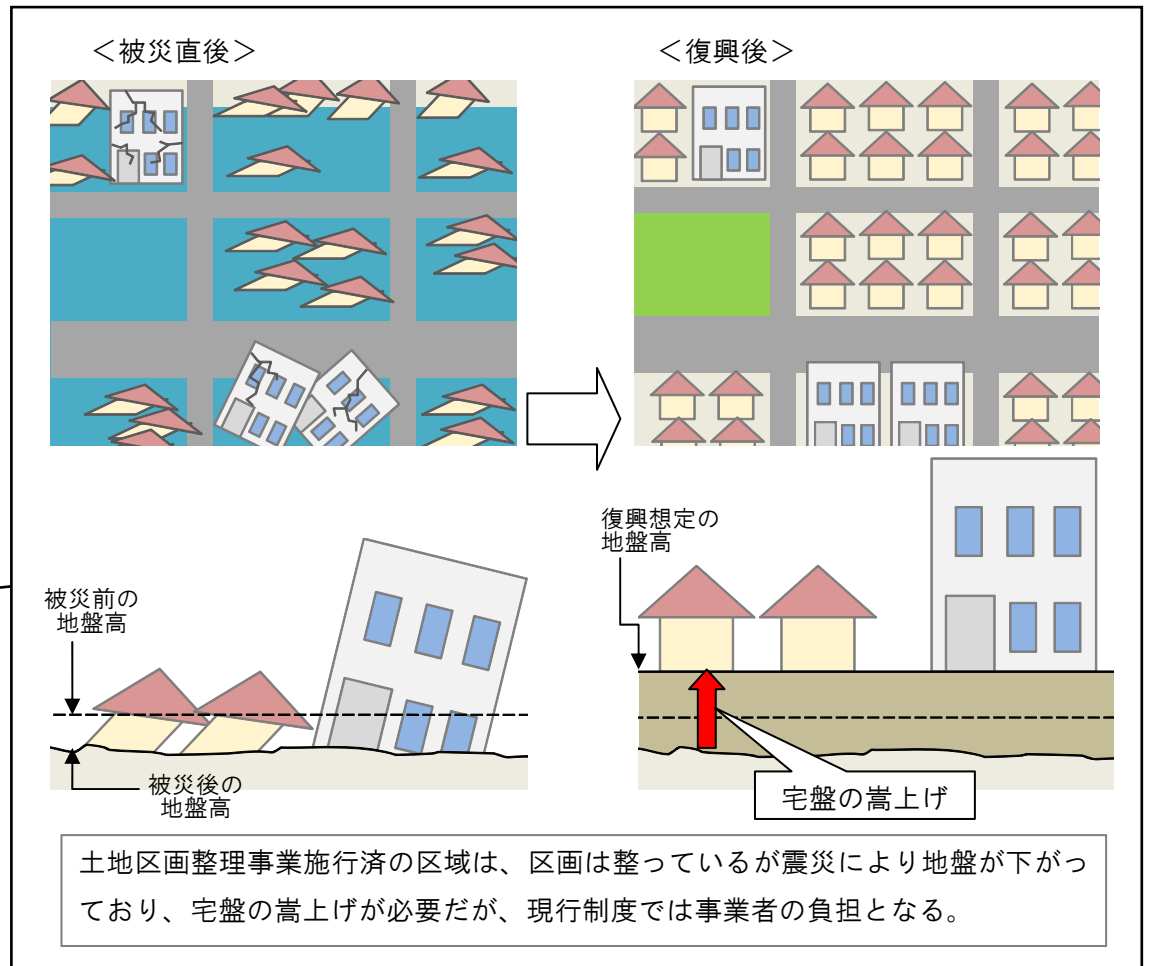


事業化への課題

- 採択要件以下の規模の市街地は適用外
- 補助率が低いと地元負担が大きい
- 新市街地の整備には、一般的な土地区画整理事業や新住宅市街地開発事業等があるが、住宅の供給等の特例がなく、補助率が低く地元負担が大きい
- 事業メニューによっては補助の対象とならないので地元負担が大きい



都市計画区域
既存市街地
土地区画整理事業施行済区域
被災エリア



適用範囲の拡大（補助限度額算定に宅地嵩上造成費、公共施設及び移転先用地の先行取得費を追加）
要件の緩和（小規模な既存市街地で適用可能に）
補助率の嵩上げ（地元の負担軽減）

1 1 被災を受けた土地区画整理事業に対する支援について

【所管部局】都市・地域整備局

【具体的提案・要望事項】

被災を受けた土地区画整理事業について、事業者の負担を軽減し、早期の事業完了により良質な住宅の供給が図られるよう、次の施策を講じること。

- 1 土地区画整理事業で整備された都市計画街路の災害復旧費について、新たな国庫支出金交付制度を創設するとともに、大幅な補助率の嵩上げを行うこと。
- 2 土地区画整理事業地区の事業者が維持管理している宅地、都市排水施設等について、新たな国庫支出金交付制度を創設すること。
- 3 今回の地震・津波被害により、事業経営が困難になった土地区画整理組合に対し、経営支援の充実を図ること。

【現状・課題】

- 土地区画整理事業で整備された街路で道路法による道路の供用開始の告示がされていない街路は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の対象とならず、通常の国庫補助率1/2での対応となるため、補助率の嵩上げとともに、新たな国庫支出金交付制度の創設が必要です。
- 土地区画整理事業地区の事業者が維持管理している宅地や都市排水施設等に対する災害復旧費に係る国庫補助制度がないため、新たな国庫支出金交付制度の創設が必要です。
- 土地区画整理組合においては、折からの経済不況による保留地販売不振のほか、今回の津波による浸水の影響で、住宅地としての保留地処分がさらに落ち込み、事業経営が困難になることが懸念されることから、組合経営に対する支援の充実が必要です。

土地区画整理事業地内被災状況

(平成23年3月11日発生 東日本大震災)

①都市計画街路



②宅地



③都市排水施設



1 2 大規模盛土造成地滑動崩落防止事業の拡充について

【所管部局】都市・地域整備局

【具体的提案・要望事項】

- 1 宅地耐震化推進事業の大規模盛土造成地滑動崩落防止事業について、国庫支出金交付率の嵩上げを行うこと。
- 2 防止事業について、交付要件の見直しを行い、国庫支出金交付対象範囲の拡大を行うこと。

【現状・課題】

- 本県内では、今回の震災で多くの団地で大きな被害が生じております。その復旧を図るためには宅地耐震化推進事業の活用が必要ですが、現行制度では、大規模盛土造成地滑動崩落防止事業に対して、事業費の1/4しか交付金が交付されません。地方負担が大きくなることから、この国庫支出金交付率の更なる嵩上げを求めるものです。
- 大規模盛土造成地滑動崩落防止事業は、現行制度では、盛土上の家屋数等に条件があるため、制度を利用できない事例も多くあると考えられることから、交付要件の見直しを行うことにより、国庫支出金交付対象範囲の拡大を求めるものです。

1 3 防災集団移転促進事業について

【所管部局】都市・地域整備局

【具体的提案・要望事項】

事業主体である市町村の財政負担と移転者の費用負担を抑え、浸水危険地域からの住民の集団的な移転を促進し、住民の安全の確保を図るため、次の措置を講じること。

- 1 事業主体（市町）に対する補助率及び補助額の嵩上げを行うこと。
- 2 移転者に対する助成の嵩上げを行うこと。
- 3 事業の実施期間の延長を図ること。
- 4 住宅団地の規模の要件を緩和すること。
- 5 当初借地をして住宅を建築した移転者への土地の無償譲渡等を一定期間経過後に認めること。
- 6 調査測量設計費等に対する補助を行うこと。

【現状・課題】

- 補助率について、現行の3/4から10/10への引き上げを求めます。また、補助額について、標準額の算定に適用される移転住居数当りの費用の上限額について、現行16,550千円からの引き上げを求めます。
- 土地の購入及び住宅の建設についての移転者への助成について、現行の助成額の上限4,440千円（利子相当額）からの引き上げを求めます。
- 事業の実施期間について、現行の原則2年間から5年程度への延長を求めます。
- 住宅団地の規模について、現行の10戸から5戸への緩和が必要です。
- 土地の取得造成費に対する事業主体（市町）への補助については、現行では移転者に土地を分譲する場合には認められませんが、20年程度の借地期間満了後には無償譲渡等できるよう制度改正が必要です。
- 調査測量設計費等について、現行では補助対象とならないので、補助対象とすることを求めます。

1 4 災害公営住宅整備事業について

【所管部局】住宅局

【具体的提案・要望事項】

現在、調査中であるが、沿岸部を中心に相当数の滅失住宅が発生している。

滅失住宅に居住していた低額所得者等の居住先の早急な確保を図るため、「災害公営住宅」の整備に当たり、次の措置を講じること。

- 1 補助率及び補助額の嵩上げを行うこと。
- 2 補助対象の拡大を行うこと。

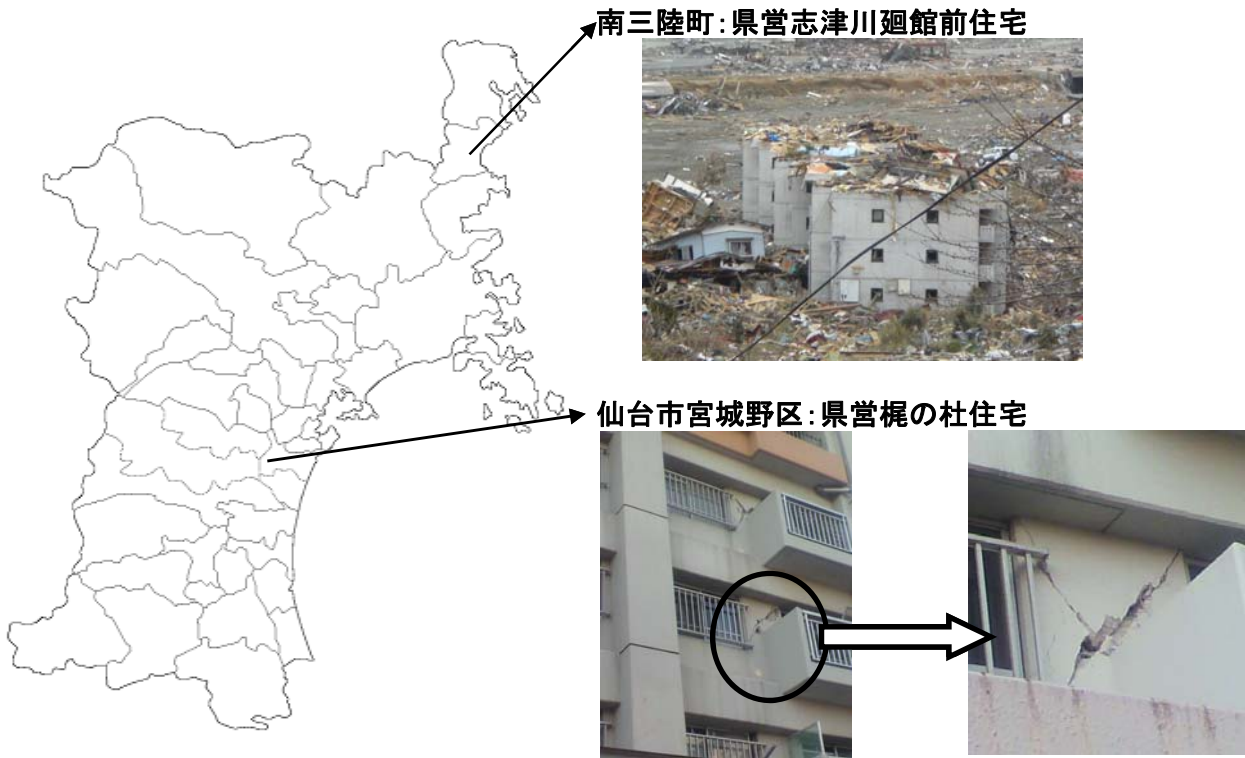
【現状・課題】

- 補助率について3/4とされているところ、地方公共団体の財政負担を軽減するため、10/10への引き上げを求めます。
- 駐車場の整備費が補助対象外となっていますが、住宅の隣接地等に駐車場を整備することは必要不可欠であるため、補助対象とすることが必要です。
- 今後、「現代社会の課題に対応した先進的な地域づくり」を検討しており、補助額及び補助対象について柔軟な対応を求めます。

災害公営住宅整備事業の補助率嵩上げについて

■ 県営住宅の被害の状況

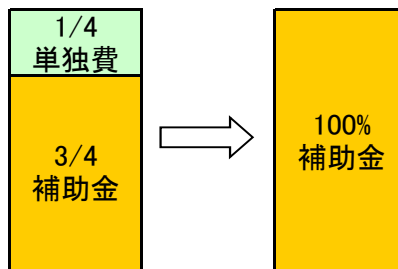
全壊	1棟	18戸
躯体の一部損傷	5棟	215戸
床上浸水	39棟	187戸
床下浸水	5棟	22戸
その他の損傷	9棟	71戸
合計	59棟	513戸
(全県営住宅)	560棟	9,270戸



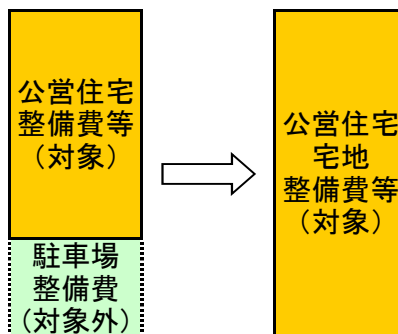
■ 要望事項

□ 補助率の更なる嵩上げ

災害公営住宅の整備



□ 補助対象の拡大



15 地域優良賃貸住宅整備事業について

【所管部局】住宅局

【具体的提案・要望事項】

現在、調査中であるが、沿岸部を中心に相当数の滅失住宅が発生している。

滅失住宅に居住していた低額所得者については、「災害公営住宅」を整備することにより、その居住先を確保することが可能だが、中堅所得者等に対して「地域優良賃貸住宅」を整備し、居住先の早急な確保を図るため、次の措置を講じること。

- 1 補助率及び補助額の嵩上げを行うこと。
- 2 補助対象を拡大すること。

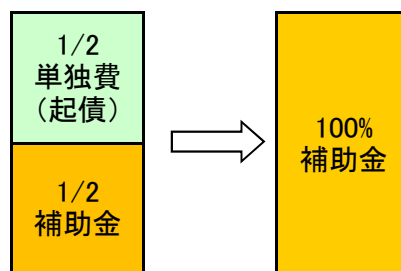
【現状・課題】

- 地方公共団体が整備する場合、補助率は1/2となっていますが、地方公共団体の財政負担を軽減するため10/10への引き上げを求めます。
- 民間が整備する場合、地方公共団体が民間事業者に対して補助する額が補助対象事業費となり、その補助率は1/2となっていますが、地方公共団体の財政負担を軽減するため10/10への引き上げを求めます。
なお、民間が整備する場合、補助対象は住宅の共用部分の整備費等に限定されていますが、補助対象の範囲についても拡大が必要です。
- 今後、「現代社会の課題に対応した先進的な地域づくり」に対応した住宅を検討しており、補助額及び補助対象について、柔軟な対応を求めます。

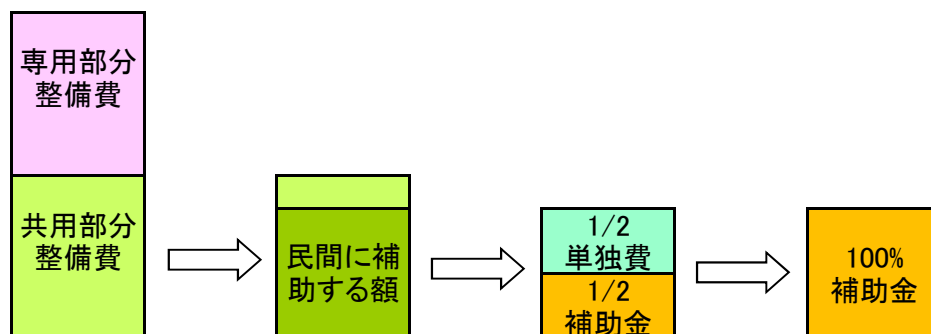
地域優良賃貸住宅整備事業の補助率嵩上げについて

■ 要望事項

- 地方公共団体が整備する場合



- 民間が整備する場合



16 住宅地区改良事業について

【所管部局】住宅局

【具体的提案・要望事項】

津波により被害を受けた住宅等が密集する住宅市街地等において、事業主体の財政負担を抑え、公的住宅（改良住宅）の建設、公共施設・地区施設の整備、津波避難施設の整備等の住環境の整備改善の促進と住民の安全確保を図るため、次の措置を講じること。

- 1 事業主体に対する補助率及び補助額の嵩上げを行うこと。
- 2 採択要件を緩和すること。

【現状・課題】

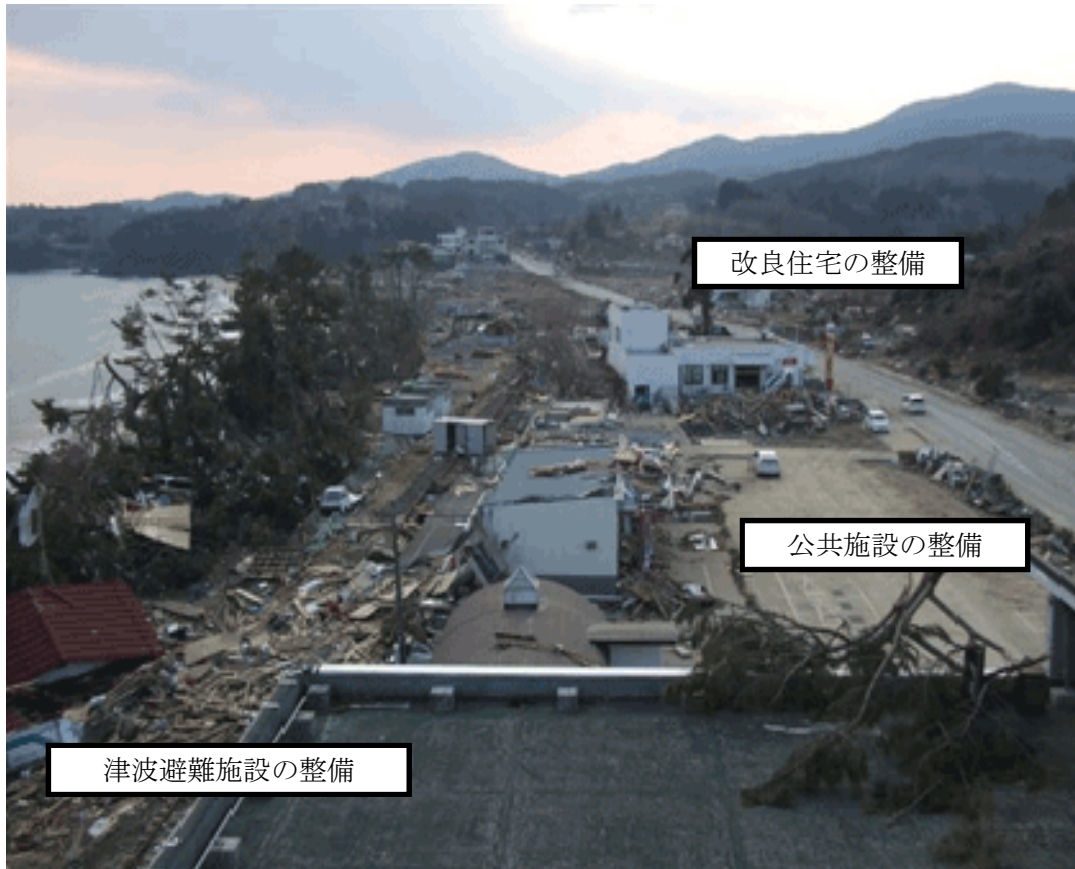
- 補助率について、現行対象施設により1/3から2/3とされているところですが、地方公共団体の財政負担を軽減するため10/10への引き上げを求めます。

住宅地区改良事業より事業対象地区の採択要件が緩く事業を実施しやすい小規模住宅地区等改良事業についても、住宅地区改良事業と同様の補助率とし、地方公共団体の財政負担を軽減するため10/10への引き上げを求めます。

- 小規模住宅地区等改良事業の事業対象地区の採択要件は、「地区内に不良住宅の戸数が15戸以上あること」または「過疎地域であり、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律で規定する地域である場合は5戸以上」とされているところですが、緩和措置として、地域の指定等にかかわらず全ての場合において「5戸以上」とすることが必要です。
- 今後、「現代社会の課題に対応した先進的な地域づくり」に対応した住宅を検討しており、補助額及び補助対象について、柔軟な対応を求めます。

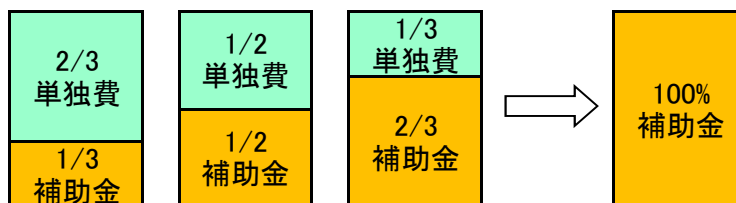
住宅地区改良事業等の補助率嵩上げについて

■ 津波被害を受けた住宅市街地の状況

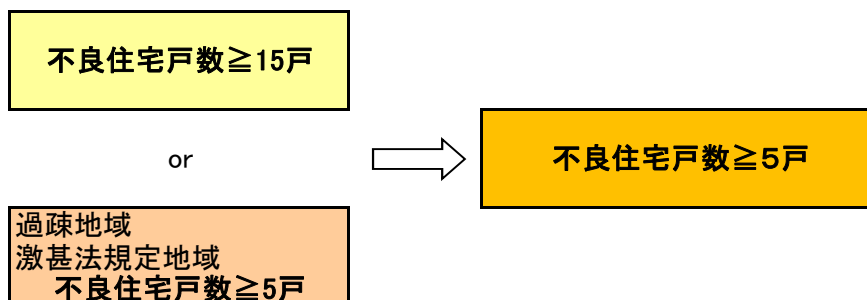


■ 要望事項

□ 補助率の更なる嵩上げ



□ 事業対象地区の採択要件の緩和(小規模住宅等改良事業)



17 下水道の災害復旧について

【所管部局】都市・地域整備局

【具体的提案・要望事項】

津波により沿岸部にある下水処理場は壊滅的打撃を受け、供用中の下水道処理場は機能停止となり、また、既成市街地が消滅するなど、前代未聞の災害に対応するため、次の措置を講じること。

- 1 下水道施設の災害復旧費に対する国庫支出金交付率を更に嵩上げること。
- 2 下水道施設の災害復旧事業の対象を拡大すること。
- 3 復興街づくり事業においては、下水道を再構築するため全額国費とする制度を創設すること。
- 4 災害復旧事業期間が3年を超えることも可能とすること。

【現状・課題】

- このたびの震災では、沿岸部に設置された下水処理場が壊滅的な被害を受けており、現行の国庫負担率では地方負担が過大になることから、現行国庫支出金交付率の更なる嵩上げを求めます。
- 下水道施設の機能停止に伴い、公衆衛生保全のため溢水防止などの緊急的な応急復旧が必要であり、また、甚大な被害を受けた市町の下水道処理場については、従前の処理場ではなく、他の位置に仮のコンパクトな処理施設を整備することも段階的な災害復旧として必要です。
さらに被災箇所を特定するためには管渠の2次調査（カメラ調査等）が必要であり、今後も処理場としての機能を発揮するには、管理のための施設の復旧も必要であり、管理的施設（車庫、駐車場、樹木及び修景芝等）についても災害復旧範囲とするよう求めます。
- 災害復旧は原型復旧が原則ですが、既成市街地が津波で破壊された地域においては、今後の街づくりの方針によっては、原型どおりの町並みで復旧するとは限りません。このため復興街づくりとなる地域においては、災害復旧の枠組みではなく、下水道を再構築する費用も全額国費とする制度の創設が必要です。
- 街づくりから必要な地域においては、事業期間が長くなることが想定されます。災害復旧期間を3年超えても可能とするような制度設計が必要です。

【下水道施設の機能停止】 大津波により、処理場が壊滅
 → 交付率の嵩上げ、災害復旧事業期間の延長等の支援が必要



【応急対策の必要性】 処理場の壊滅のため、マンホールより溢水
 → 応急対策や、仮設設備を用いた段階的整備にも支援が必要



(溢水状況)
 低地にて汚水がマンホールより溢水



(応急処理状況)
 処理場の外に
 仮設沈殿池を設置。



(緊急放流状況)



【市街地そのものが壊滅】

既設市街地そのものが津波により破壊
 地震による大規模・広範囲の地盤沈下、それに伴う冠水
 → 復旧期間の長期化、事業の巨大化に対する支援
 → 原型復旧が困難、他地域への充当等、柔軟な対応が必要



市街地
 そのもの
 が壊滅



石巻
 満潮時宅地国道水浸し



地盤沈下
 による
 冠水状況



1 8 都市公園の植栽等の災害復旧支援について

【所管部局】 都市・地域整備局

【具体的提案・要望事項】

都市公園の植栽等の災害復旧に対する国庫支出金交付制度を創設すること。

【現状・課題】

- 現行制度上、都市公園の植栽等の災害復旧に対しては、国庫補助制度がありません。このたびの震災では、沿岸部を中心に都市公園の植栽等も甚大な被害を受けており、災害復旧費が極めて多額に上がることから新たな国庫支出金制度が必要です。

【都市公園の浸水状況】



【植栽の被災（塩害）状況】 矢本海浜緑地（ネズミモチ）



19 被災を受けた建設業への支援制度について

【所管部局】総合政策局

【具体的提案・要望事項】

被災した建設業者の中には、所有又はリース契約により保有していた建設機械が、地震に伴う津波の襲来で毀損又は流失し、当該建設機械に係る借入金返済やリース企業からの損害額の負担を求められるものがあることから、これらの負担を軽減する措置を講ずること。

【現状・課題】

- 工事目的物等に損害が発生した工事においては、国土交通省の既存の地域建設業経営強化融資制度等に対する今回の運用改善により、被災地建設業者は、発注者負担分の金額に係る元請建設業者の債権を担保として融資を受けることが可能となり、円滑に資金調達が図られることとなりました。
- 一方で、今回の震災においては、津波によって毀損・流失した建設機械に係る支援が大きな課題の一つとなっています。
- 新規に建設機械を購入する場合の融資については、既に中小企業向けの各種融資制度があり、その拡充を経済産業省に要望しているところですが、毀損・流失した建設機械に係る借入金返済やリース企業からの損害金請求に対する直接的な支援制度はありません。
- このような借入金返済や損害金の負担に充てることを前提とした無利子・長期の融資制度（事実上の返済猶予）の創設など支援策が必要です。

復旧・再生・発展

～宮城・東北・日本の絆
再生からさらなる発展へ～

